

発注関係事務の運用に関する指針について

平成27年2月

1. 運用指針の策定経緯
2. 運用指針の構成
3. 運用指針の主なポイント
4. 具体的な取組事例

1. 運用指針の策定経緯

- (1) 品確法改正の概要
- (2) 品確法基本方針改正の概要
- (3) 意見聴取及び調整の経緯

(1)品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

(2)品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・ 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・ 技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・ 技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・ 教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・ 公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・ 中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・ 調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・ 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・ 基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・ 国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

(3) 意見聴取及び調整の経緯

平成26年6月4日

改正品確法 公布・施行

- ・ 国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・ 運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

(地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
 建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出)

平成26年9月30日

品確法基本方針 改正閣議決定

- ・ 運用指針(骨子案)について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

(地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
 建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出)

平成27年1月30日

品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・ 運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

平成27年4月1日

品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

2. 運用指針の構成

- (1) 運用指針の全体構成
- (2) 「指針本文」の構成
- (3) 「指針本文」の各ページの記載例
- (4) 「解説資料」の構成
- (5) 「解説資料」の各ページの記載例

(1) 運用指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「その他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の支援 発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文の理解・活用の促進 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 取組事項について実務面での参考となる事項
その他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

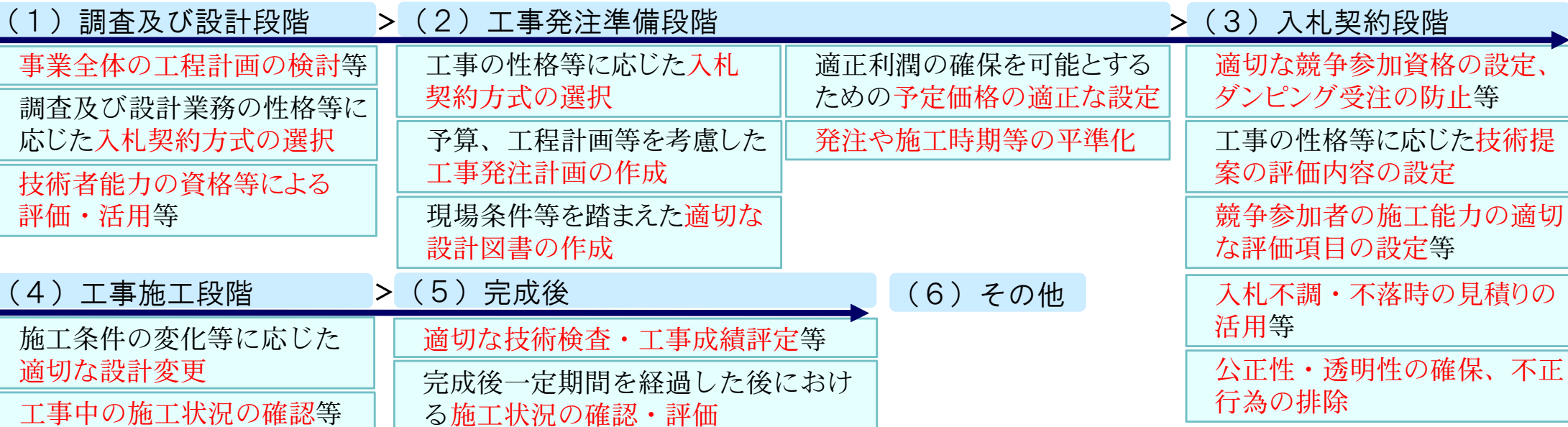
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの^(※)。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

(※) 例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

発注者自らの体制の整備

外部からの支援体制の活用

(2) 発注者間の連携強化

工事成績データの共有化・相互活用等

発注者間の連携体制の構築

(2)「指針本文」の構成

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせて適用**するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
概要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式 など			段階的選抜方式 など	単価・数量精算契約方式 など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式 | (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式 |
| (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式 | (4) 発注者を支援する方式 など |

Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保、不正行為の排除

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

- ・発注者自らの体制の整備
- ・外部からの支援体制の活用

(2) 発注者間の連携強化

- ・工事成績データの共有化・相互活用等
- ・発注者間の連携体制の構築

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の
- ・調査及び設計業務の性
- ・技術者能力の資格等に

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた
- ・予算、工程計画等を考
- ・現場条件等を踏まえた
- ・適正利潤の確保を可能
- ・発注や工事施工時期等

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の
- ・工事の性格等に応じた
- ・競争参加者の施工能力
- ・入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保、不正行為の排除

○各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**としてとりまとめたもの。

○発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について**体系的**にまとめたもの。

○国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。**

○関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保、不正行為の排除

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

IV. その他配慮すべき事項

○各発注者は、発注関係事務(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。)を適切に実施するため、各段階で以下の事項に取り組む。

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

- ・発注者自らの体制の整備
- ・外部からの支援体制の活用

(2) 発注者間の連携強化

- ・工事成績データの共有化・相互活用等
- ・発注者間の連携体制の構築

○各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定
- ・工事の性格等に応じた入札方式の選択
- ・競争参加者の施工能力の確保
- ・入札不調・不落時の見込み
- ・公正性・透明性の確保

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

○各発注者は、工事の発注に当たっては、**本指針**及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。**

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不落時の見直し活用等
- ・公正性・透明性の確保

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

- ・発注者自らの体制の整備
- ・外部からの支援体制の活用

○本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

○本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成する場合はこれも参照することとする。

III. 工事の性格等に応じた入札

1. 多様な入札契約方式の選

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法
- (3) 落札者の選定方法の選
- (4) 支払い方式の選択

- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

(3)「指針本文」の各ページの記載例

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。¹⁾ 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用²⁾に努める。

○各段階において取り組むべき事項について、発注関係事務の内容ごとに整理して記載。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

○実施する事務内容について、それが「必ず実施する」のか「実施に努める」のかを可能な限り、明確に表現。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。²⁾

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。²⁾

○本文中の下線部は、公共工事の品質確保に関する法律第7条（発注者の責務）に規定されている事項に関連する文章。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行

○参考となる要領やガイドライン等がある場合には、実務担当者がそれらを引用できるよう、ページの最下段に「参考」として記載。

参考

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 2) 「条件明示について」（国土交通省）
- 3) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）

(4)「解説資料」の構成

運用指針の概要及び策定経緯

I. 品確法改正について

- (1) 改正品確法の概要
- (2) 品確法における運用指針に関する規定

II. 運用指針の概要について

- (1) 運用指針の全体構成
- (2) 運用指針の主なポイント

III. 運用指針の策定経緯について

- (1) 意見聴取および調整の経緯
- (2) 意見提出のあった団体数、意見数
- (3) 頂いた主な意見
(地方公共団体、建設業団体等)

○運用指針の策定にあたって、

- ・背景となる品確法改正に関する内容
 - ・運用指針の内容のうち、構成や主なポイント
 - ・参考とした意見聴取・調整の経緯、地方公共団体・建設業団体等から頂いた主な意見 など
- について記載。

運用指針の解説

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 完成後
- (6) その他

2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

巻末資料

I. 関係法令

II. 参考資料一覧

(5)「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の各ページの記載(運用指針の解説)

○見開き左ページの最上段に「指針本文」を原文のまま記載。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説。

運用指針の解説
II. 発注関係事務の適切な実施について
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績(以下「施工実績」という。)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む。)が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に係る諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

【解説】

○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査(競争参加資格の確認)】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。

・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務局長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば橋梁の長さ(何m以上)、施工面積(何㎡以上)、施工量(何㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績(要求要件)に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

・要求基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に専任で配置する。
・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○施工実績の要件を緩和

競争参加資格の設定に当たっては、多様な企業が競争に参加できるよう、施工実績の要件を緩和することも考えられる。

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の要件を緩和している事例(近畿地方整備局)】

今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績(緩和対象)	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例1 道路改良工事 (掘削80,000m ³)	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績 ↓ (緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の土量が80,000m ³ 以上であれば加点。
例2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m ³)	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績 ↓ (緩和) 路体(築堤)盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が53,000m ³ 以上であれば加点。
例3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の施工実績 ↓ (緩和) 鉄筋の施工	
例4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋 ↓ (緩和) コンク	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが
出典)「近畿ブロック発注者協議会」(第7回)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、
・参考となる法令等
・参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載。

(参考法令等)

- i) 「予算決算及び会計令」第73条(契約)
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

(5) 「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の各ページの記載(巻末資料)

I. 関係法令

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成17年法律第18号；平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
(平成19年8月26日閣議決定；平成26年9月30日最終変更)
- 発注関係事務の運用に関する指針
(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成12年法律第127号；平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
(平成13年3月9日閣議決定；平成26年9月30日最終変更)

○「指針本文」、「解説資料」に記載した
・参考となる法令等
を掲載。

巻末資料
I. 関係法令
1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成17年法律第18号；平成26年6月4日最終改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

(5) 「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の記載(巻末資料)

II. 参考資料一覧

※ 参考資料のデータについては、国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手できます

(URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>)

巻末資料
II. 参考資料一覧

法令等		
資料名	日付	所管省庁等
公共工事の品質確保の促進に関する法律	平成 17 年 3 月 31 日 法律第 18 号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成 12 年 11 月 27 日 法律第 127 号	—
建設業法	昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号	—
会計法	昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 35 号	—
地方自治法	昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号	—
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	昭和 22 年 4 月 14 日 法律第 54 号	—
民法	明治 29 年 4 月 27 日 法律第 89 号	—
予算決算及び会計令	昭和 22 年 4 月 30 日 勅令第 165 号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	平成 13 年 2 月 15 日 政令第 34 号	—
地方自治法施行令	昭和 22 年 5 月 3 日 政令第 16 号	—
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針	平成 19 年 8 月 26 日 閣議決定	—
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	平成 13 年 3 月 9 日 閣議決定	—
平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針	平成 26 年 6 月 27 日 閣議決定	—

- 国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手可能。
- 参考となる法令等、要領、基準、ガイドライン等を発注関係事務の内容ごとに構成し掲載。

II. 発注関係事務の適切な実施について 1. 発注関係事務の適切な実施 (1) 調査及び設計段階

資料名	日付	所管省庁等
プロジェクトマネジメントの手引き	平成 21 年 9 月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成 21 年 3 月 (最終:平成 27 年 1 月)	国土交通省
設計業務等標準積算基準書	平成 14 年 3 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
官庁施設の設計業務等積算基準	平成 17 年 6 月 (最終:平成 21 年 4 月)	国土交通省
予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて	平成 16 年 6 月 (最終:平成 25 年 5 月)	国土交通省
条件明示ガイドライン(案)(土木設計)	平成 26 年 9 月	国土交通省
建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準	平成 21 年 1 月 (最終:平成 21 年 6 月)	国土交通省
公共土木設計業務等標準委託契約約款	平成 7 年 5 月 (最終:平成 23 年 1 月)	国土交通省
公共建築設計業務標準委託契約約款	平成 8 年 2 月	国土交通省

(2) 工事発注準備段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の円滑な施工確保について	平成 26 年 2 月	総務省・国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和 25 年 2 月 (最終:平成 22 年 7 月)	中央建設業審議会
条件明示について	平成 14 年 3 月	国土交通省
土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の制定について	昭和 42 年 7 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
積算基準の制定について(公共建築工事積算基準)	平成 15 年 3 月 (最終:平成 19 年 2 月)	国土交通省
土木請負工事の共通仮設費算定基準について	昭和 55 年 2 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
営繕積算方式活用マニュアル	平成 27 年 1 月	国土交通省
歩切りに関するリーフレット	平成 26 年 12 月	国土交通省
事業執行における積算等の留意事項について	平成 3 年 5 月 (最終:平成 4 年 8 月)	国土交通省

3. 運用指針の主なポイント

- (1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」
- (2) 「担い手の育成・確保のための取組」と
「発注者の体制整備等に向けた取組」
- (3) 品確法第7条(発注者責務)に規定されている事項に関連する文章

(1)「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

(2)「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
- ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

4. 具体的な取組事例

- (1) 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の一層の活用)
- (2) 「地域発注者協議会」の体制強化
- (3) 公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて
- (4) 地方公共団体におけるダンピング対策
- (5) 公共工事の発注・施工時期の「平準化」について
(都道府県への調査)

(1) 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の一層の活用)

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・ 第1四半期(4-6月)に工事量(金額ベース)が少ない。
- ・ 下半期(10-3月)は通して工事量が多い。

(参照：国土交通省 建設総合統計)

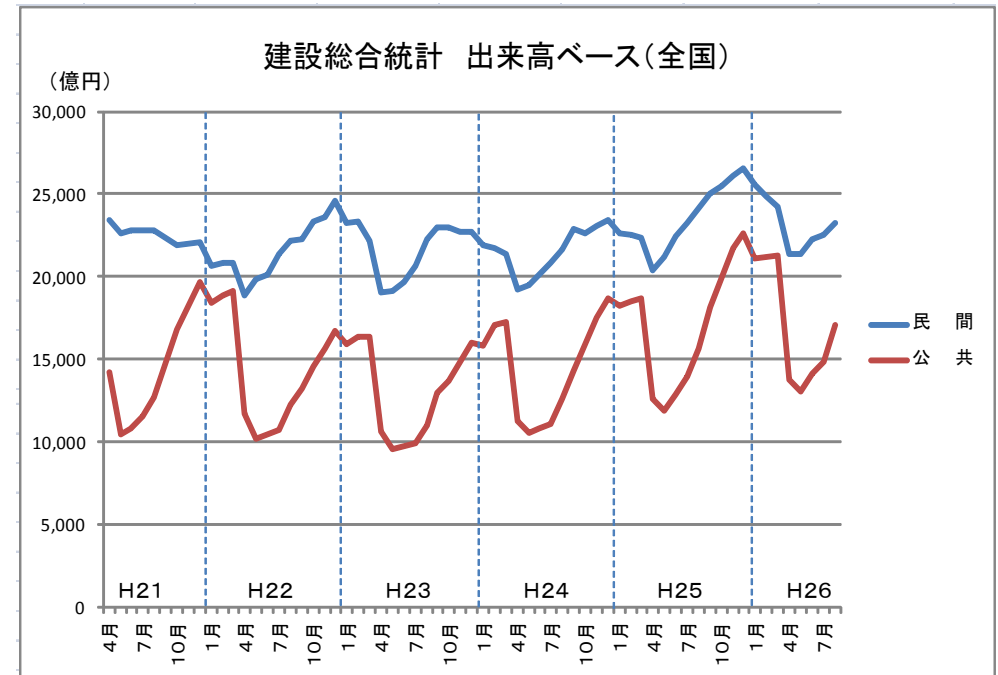
■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消(施工時期等を平準化)し、年間を通した工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性向上)

- 建設業の企業経営の健全化
(人材・機材の実働日数の向上)
- 労働者(技術者・技能者)の処遇改善
(特に日給等の労働者は年収に直接影響)
- 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
(建設業の災害時の即応能力も向上)

■施工時期等の平準化のための対策メニュー(案)

- 工事・業務における柔軟な国債の活用・運用
 - ・ 施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
 - ・ 翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
 - ・ 適正な工期の設定を徹底。
 - ・ 業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。
- 工事着手時期の柔軟な運用
 - ・ 「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。



■当面の対策(案) ~H26補正、H27当初~

- ・ 施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・ 平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算(ゼロ国債含む)について早期に発注。
- ・ 供用期間等の制約が比較的緩やかな工事については余裕期間の設定を標準化

(2) 「地域発注者協議会」の体制強化

- 運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化が必要

➡ 地域発注者協議会の体制の強化（構成員の役職格上げ等）

- 運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築が必要

➡ 地域発注者協議会のもとに都道府県毎の協議会を設置

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成

<北陸ブロックの取組>

- ・北陸ブロックの地域発注者協議会では、自治体トップを通じて、発注者の意識の共有化を図り、発注者責任を果たす実効ある組織として体制を強化
- ・協議会の役割を各施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し

・協議会の構成員の役職の格上げ

県 : 「部長」 → 「副知事」
 市(町村) : 「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」

・規約改正による協議会の役割の見直し

施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

■ 都道府県毎の協議会の設置について

- 支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、地域発注者協議会のもとに各都道府県毎の協議会を設置
- 地方整備局、都道府県、全ての市町村等から構成

<中部ブロックの取組>

- ・中部ブロックの地域発注者協議会では、地域発注者協議会のもとに各県部会を設置

規約

(H26.10改正部分 抜粋)

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

【体制イメージ】

中部ブロック
地域発注者協議会

愛知県部会

岐阜県部会

三重県部会

静岡県部会

(3) 公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて

- 品確法の改正(H26. 6)、入札契約適正化指針の改正(H26. 9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26. 10)。
- これらを踏まえ、
 - ① 「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレットにより、市町村をはじめとする自治体の理解の促進を図るとともに、「歩切り」の実態を把握するための調査(H26. 12~H27. 1末)を実施。
 - ② すでに一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 調査の概要 ～

- 調査主体：総務省自治行政局行政課及び国土交通省土地・建設産業局建設業課
- 調査対象：全ての都道府県及び市町村
- 調査時点：2015年1月1日現在の状況を調査(回答期限1月30日)
- 主な調査項目：
 - ・「歩切り」を行っているかどうか
 - ・「歩切り」を行っている場合にはその根拠、具体的内容、理由
 - ・「歩切り」を行っている場合、その見直しの検討状況
- 今後の予定：

適時調査を実施。今回の調査における回答の内容等によっては個別に事情を伺い、「歩切り」の撤廃に理解をいただけない場合には必要に応じて発注者名を公表

～ 地方公共団体における先進的な取組 ～

- ◆ 石川県・・・平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る。
(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)
- ◆ 熊本県・・・県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長らに働きかけを実施。(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)
- ◆ 愛媛県・・・県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、平成27年1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。

公共工事の発注者の皆様へ

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか? 「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)の改正(※)により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照

(※) 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行(昭26.6.4)

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ(法定外費のカット等)を招くことなどが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を!

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点から踏まえることなく「ただ安く買えばよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

発行 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
 詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください | 品質保証室 | 建設業課
http://www.mlit.go.jp/quality/quality/quality_001063346.pdf

公共工事の発注者の皆様へ

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為(「歩切り」)は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者に対するペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができるとされています。(※)

(※) 建設業法第19条の3及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(昭23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課)

「歩切り」とは?

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」(※)であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直しの上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを軽ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の増減を防ぐため、設計書金額(システムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定)事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るための合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針に関する指針 第2-4-(1)
(最終更新：H26.9.30 閣議決定)

発行 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
 詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください | 品質保証室 | 建設業課
http://www.mlit.go.jp/quality/quality/quality_001063346.pdf

「歩切り」に関するリーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001063346.pdf>

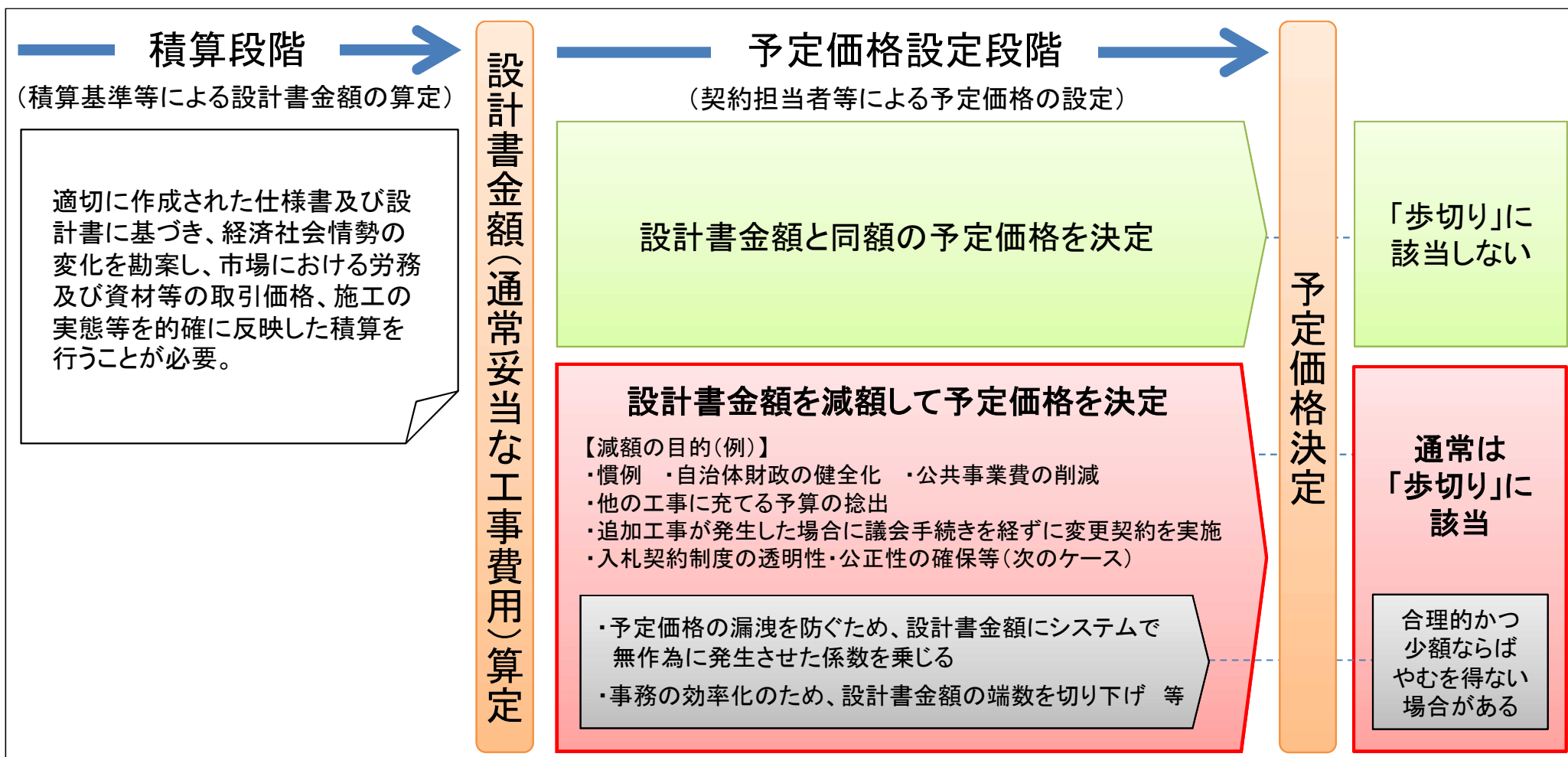
(参考)「歩切り」について

「歩切り」とは・・・

『**適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為**』（適正化指針^(※)）

➡ 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例) 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等

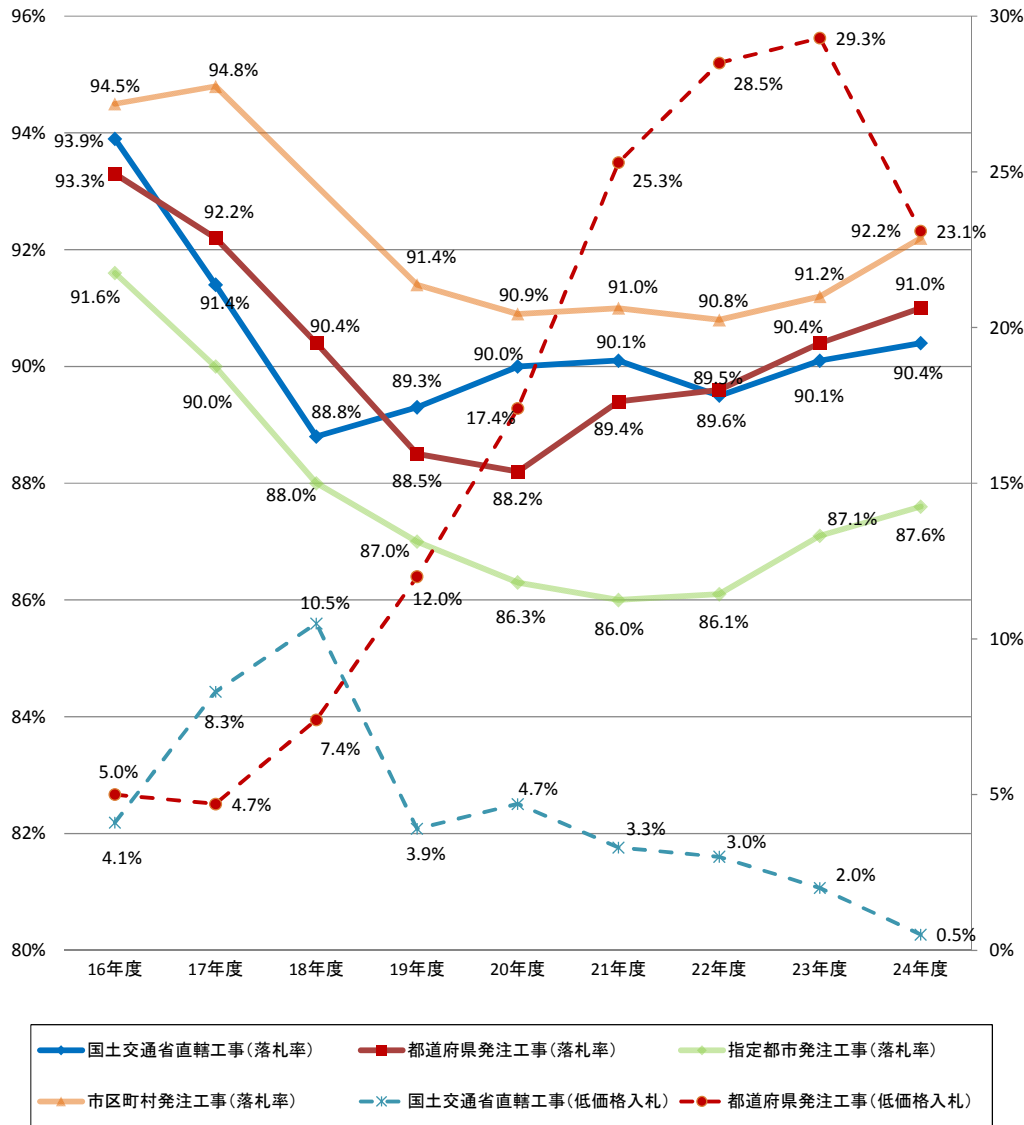


(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)

(4) 地方公共団体におけるダンピング対策

落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。

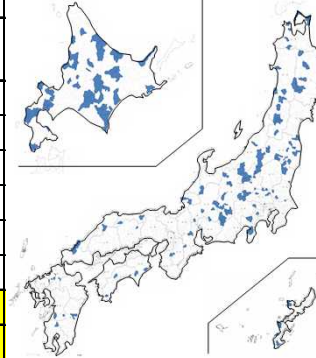


※1 H24年度のデータは速報値であり、今後変更があり得る。
 ※2 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
 ※3 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
 ※4 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
 ※5 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

最低制限価格制度等の導入状況 ～232団体が未導入～

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
両制度を併用	41	43	14	20	267	475
低入札価格調査制度のみ導入	6	4	2	0	240	138
最低制限価格制度のみ導入	0	0	1	0	899	877
いずれも未導入	0	0	0	0	404	232
	0%	0%	0%	0%	22.3%	13.5%

<いずれもの未導入の自治体>



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
都道府県	4	2	7	2
	9.8%	4.7%	14.9%	4.3%
指定都市	6	3	6	1
	40.0%	15.0%	37.5%	5.0%
市区町村	250	179	110	59
	21.3%	13.2%	21.2%	9.6%
合計	260	184	123	62
	21.1%	13.0%	21.2%	9.1%

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費 × 0.95
 ・共通仮設費 × 0.90
 ・現場管理費 × 0.80
 ・一般管理費等 × 0.30
 上記の合計額 × 1.05

H25.5.16～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費 × 0.95
 ・共通仮設費 × 0.90
 ・現場管理費 × 0.80
 ・**一般管理費等 × 0.55**
 上記の合計額 × 1.05

～都道府県における取組事例～

◆石川県…最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、**平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。**
 （平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明）

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26. 12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「財政部局の理解が重要」とした団体が多い。
- 「品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進」、「他団体の取組を参考に新たな対策を検討」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、国、県、市町村を統合した発注見通しを公表。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを四半期ごとに作成。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は工期が12ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)し、道路改良工事等について従来より前倒して発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。
(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上。
(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。
(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))